児童クラブ申込よくあるQ&A

Q１．　自宅内自営ですが危険物があり、こどもを家でみることが難しい場合でも預けられないのでしょうか。

Ａ１．　自宅内自営は原則入会できませんが、申込み前に一度子育て支援課までご相談下さい。入会を認める場合も、就労証明書や令和７年分確定申告書等の写しに加えて、自宅でこどもを見ることができない理由を記載した申立書が必要になります。

Q２．　申立書はどの様式を使用したら良いですか？

Ａ２．　
ホームページからダウンロードまたは「武豊町児童クラブのしおり」p.22の様式に記入したうえで写真を撮って申込時に添付してください。なお、様式は任意の用紙に必要事項（保護者と児童の氏名、学年、理由）が書いてあれば問題ありません。

Q３．　現在求職活動中ですが申込みはできますか？

Ａ３．　
求職活動の要件では申込みできませんが、４月当初入会の場合、
４月15日までに勤務開始することがわかる就労証明書があれば申込みができます。

Q４．　診断書の有効期限が４月より前に切れる場合はどうしたら良いですか？

Ａ４．　医師に児童クラブ用に診断書を新たに出してもらうか、
期限が切れる前に、次の診断書を提出してください。

Q５．　就労証明書が間に合わない場合は代替書類でも良いのでしょうか。

Ａ５．　原則、就労証明書ですが、事前に子育て支援課までご相談ください。

Q６．　児童の親が単身赴任等の場合でも、就労証明書は必要ですか？

Ａ６．　
児童の保護者については、単身赴任等で別居している場合でも就労証明書が必要となります。離婚調停中の理由により就労証明書の入手が難しい場合は、事前に子育て支援課までご相談ください。

Q７．　クラブのおやつを食べないため、おやつ代の免除ができますか。

Ａ７．　アレルギーや宗教上など、やむを得ない理由以外では免除できません。

Q８．　入所前に、クラブの見学はできますか？

Ａ８．　１月の入学説明会後に予定しています。詳細は配信等でお知らせします。

Q９．　新一年生は、入学前でも春休み期間に児童クラブが使えますか？

Ａ９．　４月１日から児童クラブが使えます。入学式前までは保育園の名札を着用します。

Q10.　夏休みなどの長期休暇中はクラブ給食はありますか？

A10.　給食はありません。弁当を持ってきていただくか、弁当宅配を実施することがあります。（詳細は未定）

Q11.　早朝利用の申込みをしていないが、８時より前に来た場合はどうなりますか？

A11.　８時まで玄関前で待機していただくか、８時より前の時間に利用した場合は料金が追加で掛かります。

Q12.　落選で待機となる場合は通知が１月に届くとのことですが、入会決定した場合の通知はないのでしょうか。

A12.　
待機となる場合のみ１月に通知を送ります。入会許可通知書は２月に各家庭にお渡しする予定です。（「しおり」ｐ.7参照）ご不明な点がありましたら子育て支援課までお問合せください。

■ 武豊町役場　子育て支援課　０５６９-７２-１１１１（内線３３６）

（受付時間:平日9:00～16:00　水曜日のみ9:00～19:00 ）